

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00004 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成29年11月17日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00004 沿革 (略)</p>	
<p style="text-align: center;">第1章～第4章 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章～第4章 (略)</p>	
<p style="text-align: center;">第5章 保険料 (保険料の納付等)</p> <p>第22条 <u>保険契約者は、保険契約を締結した場合又は保険金支払限度額の増額を行った場合その他保険契約者が保険料を納付すべき場合においては、日本貿易保険が指定する日までに貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070。以下「保険料率等規程」という。）に従って日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。なお、保険金支払限度額の増額が行われた場合の増額分に係る保険料は、保険金支払限度額の増額が行われた日の属する月から起算した保険関係成立期間の残存月数（以下「増額後の保険関係成立期間残存月数」という。）の12月に対する割合を保険料率等規程に定める保険料率に乘じ、これを保険金支払限度額の増額分に乘じて得た金額とする。</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 日本貿易保険は、保険関係成立期間中に、<u>第11条第2項各号のいずれかに該当することとなったときは、保険契約者の申請に基づき、納付された保険料のうち当該各号に該当する輸出契約等の相手方に係るもの（以下「引受停止対象保険料」という。）に、当該各号のいずれかに該当した日の属する月の翌月から起算した保険関係成立期間の残存月数の12月（保険金支払限度額の増額が行われた場合の増額分に係る保険料の返還については12月に代えて増額後の保険関係成立期間残存月数とする。）に対する割合を乘じて得た金額を返還する。ただし、保険料率等規程で定める場合を除く。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 保険料 (保険料の納付等)</p> <p>第22条 保険契約者は、日本貿易保険が指定する日までに貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070。以下「保険料率等規程」という。）に従って日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 日本貿易保険は、保険関係成立期間中に、<u>次の各号のいずれかに該当することとなったときは、保険契約者の申請に基づき、納付された保険料のうち当該各号の輸出契約等の相手方に係るもの（以下「引受停止対象保険料」という。）に、当該各号のいずれかに該当した日の属する月の翌月から起算した保険関係成立期間の残存月数の12月に対する割合を乘じて得た金額を返還する。ただし、保険料率等規程で定める場合を除く。</u></p> <p>一 <u>証券記載の仕向国又は支払国が、日本貿易保険が定める引受停止国となったとき</u></p> <p>二 <u>名簿規程第1条に基づき作成された海外商社名簿に登録されている</u></p>	

新	旧	備考
<p>8 (略)</p> <p>9 日本貿易保険は、第11条の2に基づき保険契約を解除した場合、納付された保険料のうち保険契約を解除した日の属する月の翌月から起算した保険関係成立期間の残存月数の12月 (<u>保険金支払限度額の増額が行われた場合の増額分に係る保険料の返還については12月に代えて増額後の保険関係成立期間残存月数とする。</u>) に対する割合を乗じて得た金額を返還する。ただし、保険料率等規程で定める場合を除く。</p> <p>10 (略)</p>	<p><u>る輸出契約等の相手方の格付が事故管理区分となったとき</u></p> <p>8 (略)</p> <p>9 日本貿易保険は、第11条の2に基づき保険契約を解除した場合、納付された保険料のうち保険契約を解除した日の属する月の翌月から起算した保険関係成立期間の残存月数の12月に対する割合を乗じて得た金額を返還する。ただし、保険料率等規程で定める場合を除く。</p> <p>10 (略)</p>	
<p>第6章～第8章 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1. <u>この改正は、平成29年12月18日から実施する。</u></p> <p>2. <u>この改正は、この改正前に既に締結された保険契約について適用する。</u></p>	<p>第6章～第8章 (略)</p>	